

「口利き」記録制度の調査

全国市民オンブズマン連絡会議

1 なぜ「口利き」記録制度が重要なのか

行政への外部からの働きかけを記録し、公表する制度は、今や多くの自治体もっている。制度が広がった背景には、自治体に対する働きかけが法律や条令に違反するものだったことや、働きかけの過程で、贈収賄がおこなわれたなどの経験がある。そうした違法行為の再発防止のためには、行政に対する働きかけの内容を記録し、公表することが有効だ、というわけだ。こうした、行政のコンプライアンスを目的とした記録制度では、どれだけ多くの情報が記録され、公表されるかが成功のカギとなる。制度はあっても、記録がなされなければ、違法な働きかけに対する抑止力にはならないからだ。

一方、これから一歩進め、行政への情報提供や、働きかけそれ自体を、行政情報の開示の制度として積極的に位置づけている自治体も出てきている。制度の目的を、行政のコンプライアンスだけでなく、市民の行政参加の手段と捉えるものだ。この制度では、記録の対象は不当、違法なものに限定されない。加えて最近、政務活動費の支出の正当性の検証という観点から、議員による行政への働きかけの透明化が求められるようになっていく。事務所賃料や意見交換会への政務活動費の支出を巡って、有権者の要望を行政に伝えることも議員の活動として重要である、という、議員の主張を裏付けるものとしての、働きかけ記録の公表である。

こうして、行政に対する働きかけの記録制度については、従来の行政のコンプライアンスの観点だけではなく、自治体の行政課題を巡る様々な人々の議論や地方議会の議員の活動を有権者が知る、といった、住民の政治参加のための情報公開の機能が期待されている。実際、こうした自治体では、不当、違法な働きかけを連想させる「口利き」という用語を用いることなく、「要望等記録」などの呼称を設けている。

では、全国の自治体の記録制度はこうした様々な要請に応えるものとなっているだろうか。こうした問題意識から、自治体への働きかけ記録制度全般を対象として、調査をおこなった。

2 調査対象と調査の方法

47都道府県、20政令市、47中核市を対象とし、本年（2016年）6月1日現在の制度について、アンケート調査の方法によって調査した。

アンケートで明らかにしたい事項は、①行政に対する働きかけを記録する制度を設けているか、制度を設けている場合には、②記録する働きかけの対象を「不当、違法な働きかけ」に限定しているか、③働きかけの主体（誰が働きかけを行ったのか）、④働きかけを受けた側（自治体の部局等）、⑤自治体の措置、対応等を記録しているか、⑥これらの情報について、情報公開条例以外の方法で開示、公表しているか、とし、これらが明らかになるように、共通のアンケート用紙を各自治体に配布し、回答に基づいて分析した。

また、これとあわせ、口利き・働きかけ記録制度があり、かつ公職者からの口利き・働きかけがある、もしくは集計していないと回答したいくつかの自治体に対し、実際に情報公開請求をし、情報の開示状況を調査した。開示請求をした自治体は3県（埼玉県・兵庫県・鳥取県）、6政令市（名古屋市・京都市・大阪市・神戸市・岡山市・広島市）、9中核市（岐阜市・豊田市・大津市・高槻市・枚方市・尼崎市・奈良市・呉市・長崎市）である。

3 調査結果

（1）記録制度の制定

条例、要綱を問わず、記録制度を制定している自治体数と記録制度を設けていない自治体の数は以下の通りである。なお、アンケートの文言が「働きかけ、『口利き』を記録に残す制度を制定していますか」、というものであった点をとらえ、「記録は働きかけ、口利きに対するものではなく、要望、相談等に関するもの」だ、という注記をしてきた自治体（東京都）もあった。後に対象情報の項で分析するように、どのような事項を記録するか、という制度の入口で、各自治体がナーバスにならざるを得ない状況がうかがわれる。

都道府県	制定済	30
	未制定	17
政令市	制定済	14
	未制定	6
中核市	制定済	21

未制定 26

なお、制定済み、と回答した都府県には、対象を限定して運用している自治体が存在した。建設工事の入札、契約業務を対象とする、と回答した自治体が広島県と鹿児島県。茨城県は、建設工事、との限定はないものの、やはり入札・契約等の業務に対する働きかけを対象している。¹山梨県が設けているのは、人事の採用に対する働きかけの記録、公表制度である。これらの制度の背景には、自治体への働きかけが、入札、契約や人事に関する事案が多いことを物語っている。

記録対象に限定を設けている自治体は存在するものの、都道府県・政令市とも、過半数の自治体は何らかの記録制度を設けている。特に、政令市の制度制定率は7割と、都道府県や中核市に比較して高い。これは、市の事務権限や予算が大きいことの反面、行政の区域が比較的狭いことから、多くの働きかけが寄せられやすいことが背景にあるように思われる。

いっぽう、中核市では、未制定の自治体が制定済みの自治体の数を上回っている。また北海道、千葉県、愛知県、福岡県といった、多くの人口をかかえた自治体も、記録制度をもうけていない、と回答している。この理由を、行政への働きかけがないからだ、と考えるべきではないだろう。そもそも、記録制度のない上記道県は、予算規模も大きい。一般的に考えれば、予算をとまなう政策に対して、働きかけが積極的に行われる素地があるからだ。一方、地方の有力都市である中核市については、議員の行政に対する働きかけが行われ、これが議員の再選につながる、という事情があるのではないか。記録制度がないことは、記録制度を設けることに、首長も議会も消極的なことが原因ではないだろうか。

すくなくとも、政務活動費をつかって選挙民の要望を自治体に働きかけることが議員の仕事だ、と主張する議員は、自己の所属する自治体について充実した記録制度を設ける努力をするべきだ。

(2) 記録の要件

¹ ①山梨県退職職員の再就職等に関する取扱要領、②山梨県人事委員会採用等に係る働きかけについての取扱要領、③山梨県職員の採用の選考に係る働きかけについての取扱要綱・同公表要領、④山梨県教育委員会における働きかけについての取扱要綱・同公表要領

記録制度を設けている自治体に対し、不当または違法な働きかけであることを要件としているか、を質問した。結果は以下の通りである。

都道府県（制度を設けている自治体数＝30）

要件となっている 16

要件となっていない 14

政令市（制度を設けている自治体数＝14）

要件となっている 5

要件となっていない 9

中核市（制度を設けている自治体数＝21）

要件となっている 9

要件となっていない 12

(ア) 記録対象情報を限定しないことは、制度のカナメ

不当、違法な働きかけを阻止することに記録制度の目的があるから、不当、違法な働きかけだけを記録すれば足りる、という発想が、記録にあたってこのような要件を設けた根拠であろう。では、働きかけの不当性、違法性を要件とした場合、不当、違法を判断するのは、誰か。多くは、働きかけを受けた自治体職員である。しかし、働きかけをした当事者は、後に情報の開示請求によって、自己の働きかけが不当、違法なものと判断されたことを知ることになる。それでもなお、当該働きかけを不当、違法な働きかけであるとして記録する自治体職員がどれだけいるだろうか。そもそも、不当な圧力が問題となった事例のほとんどが、議員や自治体職員OBなど、自治体職員に強い影響力を及ぼすことのできる関係者によるものだ。こうした関係者による働きかけの不当、違法の判断を、働きかけを受けた自治体職員に負わせるのは不可能である。

実際、不当、違法な働きかけを要件とする記録制度を設けている県、政令市についてみれば、昨年度（平成27年度）の記録件数はいずれも0である。対象を中核市にまで拡大しても、昨年度で記録されたのは、盛岡市の2件だけ（議員以外からのもの）である。

記録数が0である以上、不当、違法な働きかけがなかったのか、不当、違法な働きかけがあったが、働きかけを受けた職員の側で記載を

しなかったのか、論理的には断定できない。しかし、働きかけを受けた当の自治体職員が受ける精神的な圧力を考慮した場合、不当、違法な働きかけと判断できるものであっても、あえてこれを記録しないことは、容易に想定できる。行政事務に関する情報を不開示とする自治体側の説明として、当該事務に携わる職員が、後に情報が開示されることを想定して行動することにより、職務執行の公正が害される、といった主張がしばしばなされる。このことは、働きかけの記録制度にこそ、考慮すべきである。不当、違法な働きかけのみを記録する、という制度のもとでは、不当、違法な働きかけが記録されることは全く期待できない。

対象を入札や契約、人事に限定した自治体は、対象を限定することで、記録化を容易にすることが配慮された結果とも言える。しかし、不当性や違法性が要件とされている以上、公正に記録されることが期待できないことには相違はない。

行政のコンプライアンスの目的で「口利き」記録制度を設けたとしても、不当、違法な働きかけのみを記録する、という要件を設けることで、制度は完全に骨抜きとなる。致命的な欠陥というほかない。このような制度は、市民に対し、コンプライアンスへ努力しているように見せかけるだけで、実際には口利き勢力を温存しようとするものでしかない。

(イ) 記録件数の多い自治体

「不当、違法」が要件とされていない自治体の中には、多くの働きかけが記録されている場合がある。調査対象の自治体のうち、もっとも多くの記録がなされているのは、東京都の204,416件（ただし、平成26年度分。平成27年度分は調査の段階で集計中）、大阪市の21,726件、神戸市の19,140件（ただし、平成27年度上半期分のみ）、岐阜市の12,844件、高槻市の9,292件、京都市の8,699件などである。これらの自治体では、「不当、違法」は記録の要件とはされていないからこそ、これだけ多くの記録がなされていると言える。

(ウ) 要件としないことの複数のメリット

不当、違法な働きかけを防止する目的で、不当、違法な働きかけを記録することを制度化した場合には、不当、違法な働きかけが記録さ

れない、という皮肉な結果となる。不当、違法な働きかけを防止しようとするれば、不当でも違法でもない、いわば意見や提言も記録する必要がある。そうした場合、制度の位置づけも変わってくる。前述の東京都は「口利き」「働きかけ」という用語すら避け、都民相談事業と位置づけている。熊本市は「熊本市市民の声取扱要綱」に基づく制度を、沖縄県では「県民ご意見箱」実施要領に基づく記録制度を設けている。こうすることで、不当、違法な口利きと判断できるものも広く記録することができる。さらに、記録対象を不当、違法に限定しないことで、行政に対する様々な意見を公表し、住民自治に資する制度に昇華している点は評価できる。

こうした提言に対し、要望を記録しなければならない職員の負担を挙げる自治体もある。しかし、不当な要求と知りつつ、これに対応せざるを得ない場合の行政の非効率性や合法性に対する疑義への対応に比較すれば、職員の負担は明らかに小さくなるのではないだろうか。そして、何よりも、要望を記録し、これを公表する、という方法は、住民の行政参加の手段として有益だ。のみならず、不当な要求とまでとは言えない要望についても、公表することで、住民の素朴な意思をもとに再考する機会が得られることも、考慮すべきメリットではないだろうか。

(3) 何を記載するか

(ア) 働きかけの主体（誰が働きかけをしたか）、(イ) どこに働きかけをしたか、(ウ) 自治体側は働きかけに対してどのような対応をしたか、といった点について、制度を有している自治体に対して質問した。

都道府県（制度を設けている自治体数＝30）

(ア) (イ) (ウ) については30自治体すべてが記録。

政令市（制度を設けている自治体数＝14）

(ア) (イ) (ウ) 14自治体すべてが記録。

中核市（制度を設けている自治体数＝21）

(ア) (イ) (ウ) 21自治体すべてが記録。

今回調査した対象自治体のすべてが、誰が、誰（どの部局）に、どのような働きかけをし、これに対して自治体としてはどのように対応

したかを記録していた。なお、熊本県は当初、記録票に県の対応を記入する措置欄がないことをもって、自治体の対応を記載しない、という回答をしてきたが、担当者に電話で確認したところ「何らかの形で措置はして、記録もすると思うが、近年不当な働きかけ自体がないため、実際に措置を記録するかどうかは現時点ではわからない」とのことであった。もし、措置を記載しない、という運用をしているとすれば、今回の対象自治体で唯一、措置を記録していない自治体となるところであった。しかし、自治体の対応が記載されない、ということは、自治体の行政運営の適法性を市民が監視する情報がない、ということである。しかも、自治体内部においてすら、不当な要求に対する経験が共有化できない点で、措置を記録に残し、公表することは重要だ。措置が確実に記載されるよう、要綱の改正をただちに行うべきだ。

- (4) 記録制度を設けている自治体で、情報公開条例以外の公表制度を設けているかどうかを調査した。

都道府県（制度を設けている自治体数＝30）

うち、情報公開条例以外の公表制度を設けている自治体

10²（福島県・茨城県・神奈川県・山梨県・和歌山県・鳥取県・広島県・高知県・大分県・鹿児島県）

政令市（制度を設けている自治体数＝14）

うち、情報公開条例以外の公表制度を設けている自治体

6（千葉市・横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・熊本市）

中核市（制度を設けている自治体数＝21）

うち、情報公開条例以外の公表制度を設けている自治体

8（盛岡市・岐阜市・豊田市・枚方市・奈良市・呉市・松山市・大分市）

- (ア) 情報の公表制度の持つ意味

都道府県、政令市、中核市はいずれも情報公開条例を有しているか

² 大阪府も働きかけの公表をしているが、働きかけをした当事者が公表を希望しない、と述べた場合には、働きかけ内容もふくめて公表対象からはずす、としている。働きかけの当事者の意思によって公表されないとした場合には、公表によるコンプライアンスの機能として不十分とみざるを得ないため、ここでは公表制度を設けている自治体には含めなかった。

ら、自治体にあった働きかけが記録さえされれば、情報公開条例にもとづいて内容を知ることができる。

とはいうものの、どのような働きかけがあったか、について情報公開請求を定期的に行うことは、一般的には困難だ。しかも、東京都のように20万件を超える要望等が記録される場合には、情報公開制度に基づいて写しを交付請求する費用も膨大になる。情報公開制度のほか、自治体が自ら公表する制度をもうけていることが、市民による行政監視や、行政に対してなされた意見や要望を市民間で共有し、自治体行政に市民の意思を反映させるために必要となる。

(イ) いくつかの公表制度

情報公開条例以外の公表制度としてあげられるのは、記録を「定期的または随時公表する」ことを要領等で定めている場合だ。

こうした例として、京都市は、要望内容を、「道路公園等関連」「消防関連」などに類型化するとともに、要望者も「個人」「公職者」「非営利の団体」「事業者等」に分類して、累計別、要望者別の数、不正や要望や不正な言動を伴う要望の有無を年度ごとに発表する、という方法をとっている。名古屋市は内部公益通報制度に関する状況の報告とあわせ、要望等記録制度に関する状況を部局別、要望者別に件数を記載するとともに、不当要望等または行政対象暴力の内容を年度別に公表している。

奈良市は公職者からの要望等記録制度の運用状況に加え、要望等記録の概要一覧表をホームページで公開しており、どの議員がどのような要望をしたのかがだれでも分かるようになっている。

こうした制度とは別に、記録制度を行政に対する意見、提案の募集制度として積極的に位置づけている熊本市は、市のホームページに「市民の皆様の声（公開と募集）」というページを設け、意見、要望を閲覧できるようにするとともに、同じページ上で投稿も可能になっている。

行政監視の観点からは、不当、違法な要望は内容も公表するべきであろう。また、意見募集とあわせ、インターネットで内容の閲覧や意見の投稿ができるようにする、という手法は、記録制度の二つの性格を実現するものとして、実施されるべきである。

(ウ) 情報公開条例に基づく開示請求

口利き・働きかけ記録制度があり、かつ公職者からの口利き・働きかけがあると回答した自治体に対し、記録票を情報公開請求した。開示請求をした自治体のうち、呉市は唯一「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」全面不開示であった。呉市に詳細を確認したところ、対象情報は「呉市における法令遵守の推進に関する条例」で定める特定要求に当たらないものの、働きかけ自体は記録されたもの、という説明であった。

しかしながら、公職者からの働きかけについては、本来、その権限行使の合理性を市民が判断するために、公開すべきが情報公開条例の趣旨であろう。不当、違法な働きかけを記録する制度のもとでは、情報を不開示とせざるを得ない、という判断になりがちなのは、先に述べたとおりであるが、公職者の働きかけまでも全面不開示とする合理性はない。

本質的な問題は、不当、違法な働きかけを記録する、という制度設計にあるとしても、情報公開制度の運用で制度の欠陥を補おうとするのは、行政への住民の参加に対する本質的な無理解を暴露するものとして、強く抗議したい。

4 まとめにかえて一記録制度の制定を求める

今回の調査では、記録制度を設けているか否かを中心として調査した。実際は記録制度が条例に基づくものか、要綱や要領によるものかによって、働きかけの情報をどこまで具体的に公表できるかについて差異が生じる可能性があるものの、まずは法形式にこだわることなく、記録を徹底することからはじめるべきではないか。その場合に最も重要な点は、記録する情報を「不当、違法なはたらきかけ」に限定しないことだ。道県や中核市には、記録制度が浸透しているとは言い難い。制定にあたっては、記録制度が市民の行政参加の一つの手段であることを積極的に位置づけることを求めたい。

(了)

自治体名	要望・働きかけ記録制度			記録の要件 「不当・違法」 な働きかけが 要件か	記録事項 情 報公開制度 以外の公開	記録件数		備考欄
	制定済み か否か	制度の名称	施行年月			H27年度 制度に基 づく記録 件数	うち当該 自治体議 員による もの	
北海道	×							
青森県	×							
岩手県	×							「外部からの職務に関する働きかけに対する取扱要領」を2004年4月に制定していたが、当該要領と同趣旨の規定が2016年4月施行の地公法一部改正に反映されていることから、当該要領は2016年3月末に廃止した。 当該要領では、「働きかけ」を、職員に対して職員を退職した者からなされるものと定義していた。
宮城県	○	①宮城県不当要求行為等防止対策要綱 ②契約業務等に関する働きかけへの対応	①2005年4月1日 ②2002年7月1日	違法・不当	×	0	0	
秋田県	×							
山形県	×							
福島県	○	職員に対する働きかけに関する対応要綱	2007/4/6	全部	○	0	0	(3)について働きかけを行った者の類型等については随時公表としている
茨城県	○	茨城県の入札・契約等の業務に関する不当な働きかけについての対応要領	2013/4/1	違法・不当	○	0	0	
栃木県	×							
群馬県	○	職務に関する働きかけに対する対応要綱	2009年4月	違法・不当	×	0	0	
埼玉県	○	埼玉県文書管理規則	2001年4月	全部	×	集計していない		
千葉県	×							
東京都	○	東京都都民相談事業実施要綱	2001年4月	全部	×	平成26年度 204,416 件 (※H27年度は集計中)	不明	記録は、働きかけ、口利きに対するものではなく、要望、相談等に対するもの 参考資料：東京都都民相談事業実施要綱、都への提言、要望、相談等の状況2015(平成26年度年次報告)
神奈川県	○	神奈川県職員等不祥事防止対策条例	2007/10/19	違法・不当	○	0	0	神奈川県職員等不祥事防止対策条例に基づく随時公表。 当該記録情報のうち、神奈川県情報公開条例第5条に規定する非公開情報に該当する情報については、公開又は公表しない。
新潟県	○	職員の退職管理に関する条例、規則	2016/4/1	違法・不当	×			
富山県	×							
石川県	×							
福井県	×							
山梨県	○	①山梨県退職職員の再就職等に関する取扱要領②山梨県人事委員採用等に係る働きかけについての取扱要綱・同公表要領③山梨県職員の採用の選考に係る働きかけについての取扱要綱・同公表要領④山梨県教育委員会における採用等に係る働きかけについての取扱要綱・同公表要領	①2007年12月 ②2009年1月 ③2009年1月 ④2009年1月	違法・不当	○	0	0	・退職後2年間は、県への営業活動を「自粛」することとしている。「自粛」することとされている中で、の営業活動を行うという意味で、「不当」を要件としていると言える。 ・採用等に関し、県の職員に対し選考に関する職務上の行為をさせるように、又はさせないようにすることとしている。その中で、「選考に係る制度等の改善に資する」働きかけ以外の働きかけがされたものについては、「不当」を要件としていると言える。なお、「選考に係る制度等の改善に資する働きかけ」については「不当」なものとは言えない。
長野県	○	公職にある者からの働き掛けに関する取扱要領	2003年10月	全部	×	0	0	
岐阜県	○	外部からの不法・不当な働きかけへの対応	2006/12/20	違法・不当	×	0	0	
静岡県	○	一定の公職にある者等からの提言等に関する対応要領	2004年1月	全部	×	0	0	
愛知県	×							
三重県	○	文書によらない要望等に関する取扱要領	2006年12月	全部	×	0	0	
滋賀県	○	職務に関する働きかけについての対応要領	2004年4月	違法・不当	×	0	0	

自治体名	要望・働きかけ記録制度			記録の要件 「不当・違法」 な働きかけが 要件か	記録事項 情 報公開制度 以外の公開	記録件数		備考欄
	制定済み か否か	制度の名称	施行年月			H27年度 制度に基 づく記録 件数	うち当該 自治体議 員による もの	
大阪府	○	府民の声の見える化	2010/2/10	全部	×	3849	2	http://www.pref.osaka.lg.jp/fumin/fusei_iken/index.html
京都府	○	京都府への提言、要望、意見等に関する取扱要領	2004年11月	全部	×	0	0	
兵庫県	○	対応記録票等取扱要領	1988年8月	全部	×	把握して いない	0	
奈良県	×							
和歌山県	○	不当要求行為に対する事務取扱要領	2008年10月	違法・不当	○	0	0	
鳥取県	○	県内で選出された一定の公職にある者からの提言、要望、意見等に関する取扱要領	2002/8/1	全部	○	3	3	「公職者の職名」「提言等項目」を県のホームページで公開 http://www.pref.tottori.lg.jp/21377.htm
島根県	×							
岡山県	○	職員に対する提言等への対応に関する取扱要綱	2007年7月	全部	×	0		
広島県	○	建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等へ対応要綱	2013/2/8	違法・不当	○	0	0	建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等へ対応要綱 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/file/gaibu_280601.pdf
山口県	○	一定の公職にある者等からの働きかけ等に対する県職員の対応	2007年8月	違法・不当	×	0	0	
徳島県	○	業務に関する要望等に対する職員の対応	2004/4/1	全部	×	0	0	
香川県	×							
愛媛県	×							
高知県	○	職務に関する働きかけについての取扱要領	2003年9月	違法・不当	○	0	0	
福岡県	×							
佐賀県	×							
長崎県	○	職員以外の者に対する職員の対応要綱	2003/4/1	全部	×	0	0	
熊本県	○	不当な働きかけに対する職員の対応要項	2009/4/1	違法・不当	×	0	0	
大分県	○	一定の公職にある者等からの職務に関する働きかけについての取扱要綱	2008/8/4	違法・不当	○	0	0	
宮崎県	○	職務に関する不当な働きかけについての取扱要領	2007年4月	違法・不当	×	0	0	
鹿児島県	○	建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領	2009/4/1	違法・不当	○	0	0	
沖縄県	○	「県民ご意見箱」実施要領	2001/8/29	全部	×	21	0	
都道府県 合計	○ 30 ×			違法・不当 16 全部	×	20 ○		
	17			14		10		

札幌市	×							
仙台市	×							
さいたま市	○	①さいたま市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則	2012年7月	違法・不当	×	0	0	
千葉市	○	千葉市職員の公正な職務の執行の確保に関する要綱	2012/4/1	違法・不当	○	0	0	○公開の有無については、不適正要望等について、公正な職務の執行を損なうおそれがあるため対応できない旨及び当該要望等の取下げを求めてもなお取下げないときは、その概要を公表する。公表の方法は、市ホームページに、受付日、所管課、要望者区分、要望の概要及び対応結果を掲載(要望者が特定される情報を除く。)
横浜市	○	特定要望記録・公表制度	2009年4月	全部	○	0	0	
川崎市	×							

自治体名	要望・働きかけ記録制度			記録の要件 「不当・違法」 な働きかけが 要件か	記録事項 情 報公開制度 以外の公開	記録件数		備考欄
	制定済み か否か	制度の名称	施行年月			H27年度 制度に基 づく記録 件数	うち当該 自治体議 員による もの	
相模原市	×							
新潟市	○	新潟市における法令 遵守の推進等に関する 条例	2005/10/1	全部	×	0	0	(1)条例の中に「特定要求行為への 対応」として規定しています。 (3)条例の運用状況を毎年度公表 することも条例で規定していま す。(4)特定要求行為のうち不当 要求行為のみ件数を把握しており、 H27年度は該当するものはあり ませんでした。
静岡市	×							
浜松市	×							
名古屋市	○	要望等記録制度(名古 屋市職員の公正な職 務の執行の確保に関 する条例)	2014年12月	全部	○	739	114	公務員等は情報公開条例に基づ いて公開する。
京都市	○	京都市職員の公正な 職務の執行の確保に 関する条例	2007年10月	全部	○	8699	734	記録の対象となる不正な要望又は 不正な言動を伴う要望の定義は、 条例第2条第4号及び同条第5号を 参照のこと。本市コンプライアンス 推進室HP http://www.city.kyoto.lg.jp/gyoza/page/0000189339.html 不正な要望等の内容は、毎年度 発行する京都市人事行政白書にお いて、要望時期、事案概要及び 講じた措置等を公表している。 公職者(国会議員、地方公共団 体の議会の議員(本市の市会議員 を含む。)、他の地方公共団体の 長、上記議員等の秘書その他 その活動を補佐する者又は国や 他の自治体の職員)の総計
大阪市	○	職員の職務の執行に 関する要望等の記録 等に関する規則	2006年9月	全部	○	21,726	260	http://www.city.osaka.lg.jp/shisei_top/category/895-14-7-0-0.html
堺市	○	堺市職員の公正な職 務の確保に関する要 綱	2004/9/1	違法・不当	×	0	0	
神戸市	○	神戸市政の透明化の 推進及び公正な職務 執行の確保に関する 要綱	2007/1/1	全部	×	19140	433	記録の件数は、平成27年度上半 期の件数です。
岡山市	○	岡山市職員に対する 職務に関する要望等 の取扱いに関する規 程	2009年8月	全部	×	15	1	
広島市	○	職務に関する要望等 についての事務処理 要綱	2004年4月1日	全部	×	件数の取 りまとめ はしてい ない。	件数の取 りまとめ はしてい ない。	公開については、個別具体の事 案に応じて開示の可否等を判断 する。
北九州市	○	北九州市職員の公正 な職務の執行の確保 に関する要綱	2007/3/1	違法・不当	×	0	0	
福岡市	○	職員への不正な働き かけ等に対する組織 的対応	2002年4月	違法・不当	×	0	0	
熊本市	○	熊本市市民の声取扱 要綱	2005/4/1	全部	○	0	0	別紙要綱第8条に係るものにつ いては、職員の共有及び市民への 公開をしないことができるものとし ている。

政令市 合計	○		違法・不当	×
	14		5	8
	×		全部	○
	6		9	6

函館市	○	議員等との打合せに おける記録についての 取扱要綱	2008/4/1	全部	×	0	0	
旭川市	○	旭川市政における公 正な職務の執行の確 保等に関する条例	2008年4月	違法・不当	×	0	0	
青森市	×							
盛岡市	○	盛岡市市政における 公正な職務の執行の 執行の確保に関する 要綱	2010/1/1	違法・不当	○	2	0	条例に基づき、毎年度、条例の実 施状況の概要を公表
秋田市	×							
郡山市	×							
いわき市	○	いわき市職員に対する 働きかけ及び不当要 求行為等への対応に 関する要綱	2008/4/1	違法・不当	×	0	0	当該要綱は、契約に関する働き かけ及び不当要求行為等につ いて規定したもの
宇都宮市	×							

自治体名	要望・働きかけ記録制度			記録の要件 「不当・違法」 な働きかけが 要件か	記録事項 情 報公開制度 以外の公開	記録件数		備考欄
	制定済み か否か	制度の名称	施行年月			H27年度 制度に基 づく記録 件数	うち当該 自治体議 員による もの	
前橋市	×							「要望書等事務取扱要領」(要望書及びこれに類するもの)はある
高崎市	×							
川越市	×							口利き記録制度ではないが不当な要求を受けた場合の内部対策会議はあり。
越谷市	○	越谷市不当要求行為等対策要綱	2005年1月	違法・不当	×	0件	0件	「記録事項と公開」の「公開の有無」については、越谷市情報公開条例における非公開情報に該当すれば、非公開といたします。
船橋市	×							
柏市	×							
八王子市	×							
横須賀市	×							地方公務員法改正に伴い制定した横須賀市職員の退職管理に関する条例は対象外として回答しています。
富山市	×							
金沢市	×							
長野市	×							
岐阜市	○	岐阜市政策提言、要望、要請等取扱要領	2014年4月	全部	○	12844	1068	http://www.city.gifu.lg.jp/16373.htm
豊橋市	○	豊橋市公益通報者の保護及び不当要求行為等の防止に関する	2006年4月	違法・不当	×	0	0	公開については請求があれば非公開事由以外は公開
岡崎市	×							
豊田市	○	・豊田市議会議員による政治倫理基準違反行為等への対応に関する要綱 ・意見・要望等の取扱いに関する手引き	2010年10月 2013年4月	全部	○	0 23	0 5	「豊田市議会議員による政治倫理基準違反行為等への対応に関する要綱」は違法・不当のみ
大津市	○	・大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例 ・大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規	・条例につき 2011年12月 ・規則につき 2012年3月	全部	×	3,196	不明	・情報公開請求があった際に、要望等を所管する担当課が対応している。 ・「自治体議員によるもの」については、公職者からの要望等として集計しているため不明である。
豊中市	○	市政に対する提言等の報告等に関する要綱	2007/5/1	全部	×	0	0	
高槻市	○	高槻市公正な職務の執行の確保等に関する条例	2009年4月	全部	×	9292	分類していない	本市の条例は「口利き記録制度」として運用しておらず、口利き制度の調査結果として、市民等に誤解を招く恐れのある公表形態・方法を行う場合は、本市は未制定として取扱下さい。
枚方市	○	職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例 本条例に基づく制度は、口利きだけを記録するものではなく、本市の職務の執行に対する意見、要望等を記録する制度です。本制度において、口利きに該当するものは、不当要求行為もしくは不当要求行為として記録	2007年4月	全部	○	平成27年度分については、まだ集計を行っていません 平成26年度分:2172件	職務の執行に対する意見、要望等の記録に際して、意見、要望等を行った者について、市民、議員等の区分をしていません。	http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/complian/index-ikenkiroku.html
東大阪市	×							東大阪市コンプライアンス指針において、市へ寄せられた苦情・要望・陳情については対応内容を記録保管することとしている。しかし、職員個々に対する要望や働きかけに関する取扱いの規程はなく、口利き記録を含め職員個々の口利き対応は検討課題である。
姫路市	×							
尼崎市	○	尼崎市政に対する要望等の記録化に関する要綱	2006年9月	全部	×	集計中		
西宮市	×							
奈良市	○	奈良市職員の職務に関する要望等の記録等に関する要綱	2011/5/9	全部	○	4	4	制度の対象は公職者からによるもの http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1308211537415/index.ht
和歌山市	×							
倉敷市	×							
呉市	○	呉市における法令遵守の推進に関する条	2007/7/1	全部	○	2	2	
福山市	×							

自治体名	要望・働きかけ記録制度			記録の要件 「不当・違法」 な働きかけが 要件か	記録事項 情 報公開制度 以外の公開	記録件数		備考欄
	制定済み か否か	制度の名称	施行年月			H27年度 制度に基 づく記録 件数	うち当該 自治体議 員による もの	
下関市	×							
高松市	○	職務に関する要望等 の取扱いに関する要	2006年10月	全部	×	0	0	記録実績が無いため、公開無。
松山市	○	松山市コンプライア ンス条例	2013/1/1	違法・不当	○	0	0	
高知市	○	①契約業務に係る働 きかけへの対応要領 ②地方公務員法第38 条の2第7項に基づく 届出に関する規則	①2008年4月 1日 ②2016年4月 1日	違法・不当	×	0	0	
久留米市	×							
長崎市	○	職員への依頼等の報 告要領	2003年5月	全部	×	2795	172	記録の公開については、情報公 開条例の規定に基づき、個別事 案ごとに公開の可否を判断するこ とになります。
佐世保市	○	佐世保市不当要求行 為等対策要綱	2010/7/8	違法・不当	×	0	0	
大分市	○	大分市における公正な 職務の執行の確保等 に関する条例	2010年4月	違法・不当	○	0	0	公開の根拠制度について、大分 市における公正な職務の執行の 確保等に関する条例を根拠に公 表している。ただし、個人情報を 公表するか否かはその都度判断 する。http://www1.g- reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Fra me.exe?UTDIR=C:¥EF\$Serv2¥ss00 02DA70¥GUEST&TID=2&SYSID=
宮崎市	×							
鹿児島市	×							
那覇市	×							

中核市	○	
合計	×	21
		26

違法・不当	×	
	9	13
全部	○	
	12	8

口利き記録制度調査 御協力のお願い

2016年6月6日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市長 殿
各中核市長 殿

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9
チサンマンション丸の内第2 303

TEL.052-953-8052 FAX.052-953-8050

<http://www.ombudsman.jp/> info@ombudsman.jp

謹 啓

全国市民オンブズマン連絡会議では、自治体職員に対する「口利き」記録制度調査を実施し、集計結果については、来る9月24日、25日に高松市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、6月24日(金)までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はできればエクセルに入力いただき、メールにて返信(info@ombudsman.jp 担当:内田) いただけますと幸いです。よろしくお願ひ申し上げます。

謹 白

口利き記録制度（2016年6月1日現在）に関する調査

自治体名 _____ ご担当者氏名 _____
ご担当者電話 _____
担当者メールアドレス _____

(1) 貴自治体職員に対する要望、働きかけ、「口利き」を記録に残す制度（条例、要綱、要領、規程、基準、指針、規則 等）を制定していますか

() a 制定済

制度の名称 ()

施行年月 ()

(例規集にない場合は、添付をお願いします。)

() b 未制定

今後、制定の予定、計画はありますか ()

(2) 制定されている制度について、記録をするにあたって、不当・または違法な働きかけであることが要件となっていますか

() になっている

() になっていない

(3) 制度に規定されている記録事項ならびに公開の有無

	記録の有無	公開の有無	どのような制度にもとづいて公開するか、下記 a-d からお選びください。
ア 働き掛けの主体者の情報			
イ 働き掛けを受けた側の情報			
ウ 対応、措置等			
エ その他			

※公開の制度（複数の制度がある場合には、その旨選択してください）

a 情報公開条例に基づく公開

b 定期的または随時公表

c 特に規定なし

d その他 ()

(4) 上記の制度に基づく平成 27 年度における貴自治体職員に対して行われた要望等に関する記録の件数 () 件

うち、貴自治体議員によるもの () 件

ありがとうございました。